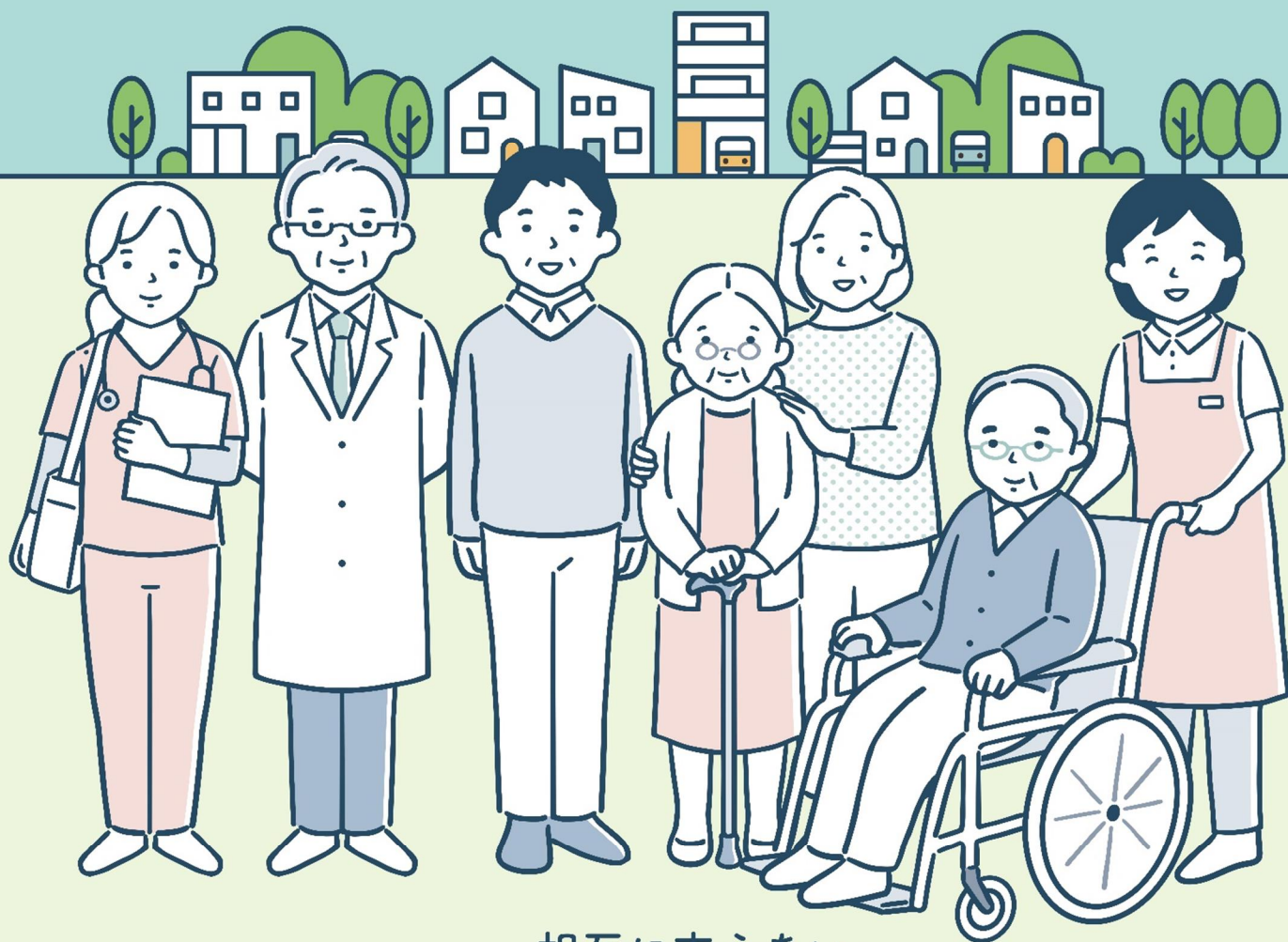


高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第9期) 成年後見制度利用促進基本計画



相互に支えあい、
優しさと心が通いあう地域づくり

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月

笠間市

～ 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 ～

1. 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから20年が経過し、全国でも介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する一方、高齢者人口はほぼ横ばいの状況となる中、特に、介護ニーズの高まる85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

本市ではこれまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、医療、介護、介護予防、自立した日常生活の支援及び住まいを包括的に提供する体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできましたが、第9期（令和6年～8年）計画では、令和7年を迎える中、地域包括ケアシステムの一層の深化を図るとともに、現役世代が急減する令和22年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、これまでの目標や具体的な施策を踏まえ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置づけます。

2. 計画の性格と位置づけ

（1）根拠法令等

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8により、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として定めることとされています。

また、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条により、市町村は3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

（2）認知症施策の総合的な取組みを含めた策定

認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立しました。この法律には、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。

本計画は、認知症基本法の基本理念に基づいた認知症施策の総合的な取組みを踏まえて策定します。

（3）成年後見制度利用促進基本計画との一体的な策定

高齢者が尊厳ある生活を営むためには、高齢者の人権や財産を守る権利擁護が必要であり、成年後見制度は一つの重要な手段となっています。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市の基本計画」は、本計画に位置づける高齢者の権利擁護に関する事業と密接な関りを持つことから、一体的に策定します。

（4）関連計画との位置づけ

本計画は、高齢者の保健福祉に関する総合的計画として、上位計画である「笠間市総合計画」及び福祉分野の上位計画である「笠間市地域福祉計画」と整合性を図り策定する計画です。

また、障害者計画・障害福祉計画等の関連計画と関係性を保持するものとします。

さらに、茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画である「いばらき高齢者プラン21」や茨城県保健医療計画、茨城県ケアラー支援推進計画との整合性を図ります。

3. 基本理念

相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域づくり

基本理念に基づき、地域全体で支え合い、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができる地域の実現を目指します。

4. 高齢者の現状と推計

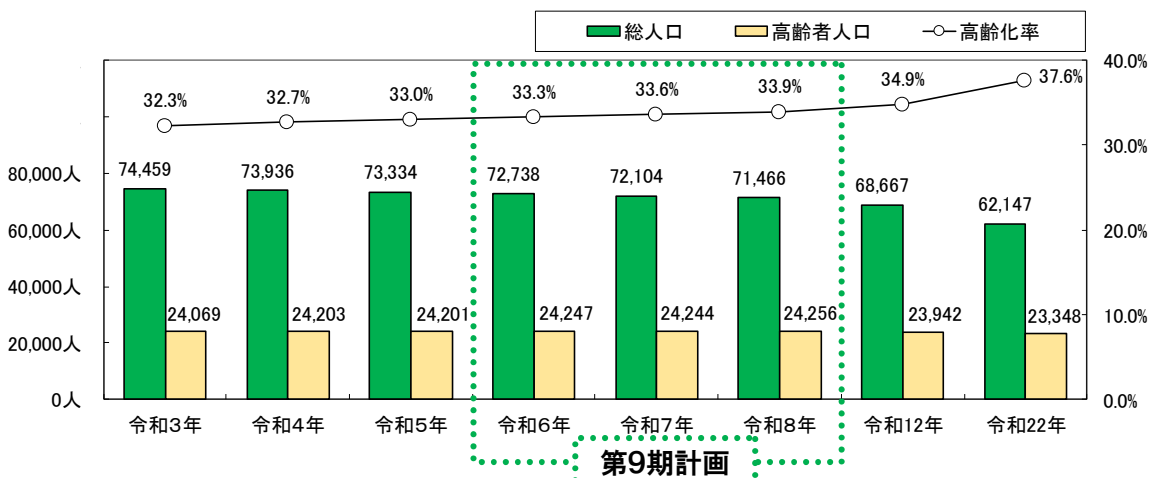
高齢者人口と高齢化率

令和3年から令和5年までの本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいで、このうち75歳以上は増加している状況にあります。

この傾向は今後も続き、第9期計画の最終年にあたる令和8年には高齢者人口は24,256人、高齢化率は33.9%に達し、市民の3人に1人が高齢者になることが見込まれます。特に75歳以上の高齢者は13,877人と、令和5年から約1,200人増加することが見込まれます。

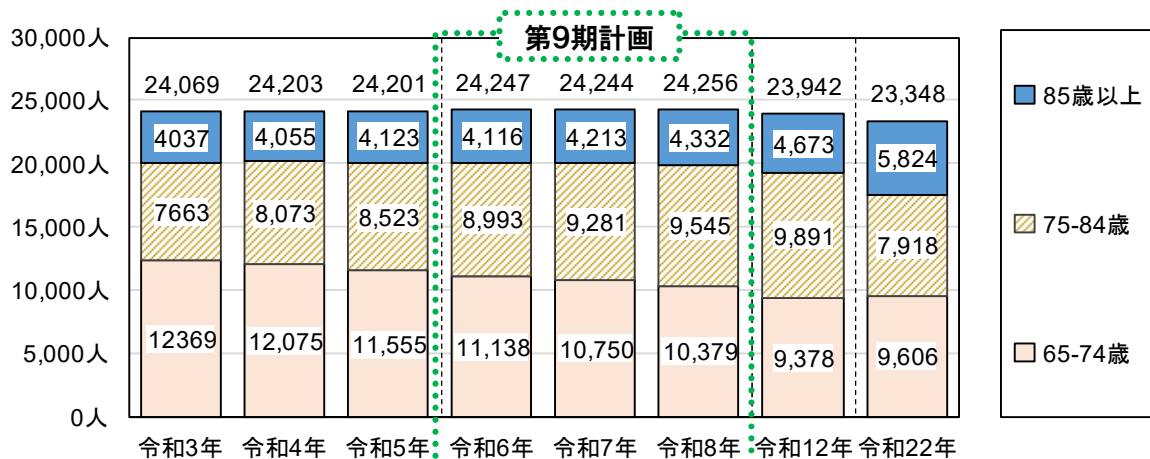
高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口割合）は、令和8年には33.9%、令和22年には37.6%に達する見込みです。

■人口推計



資料：令和5年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）、令和6年以降は推計人口

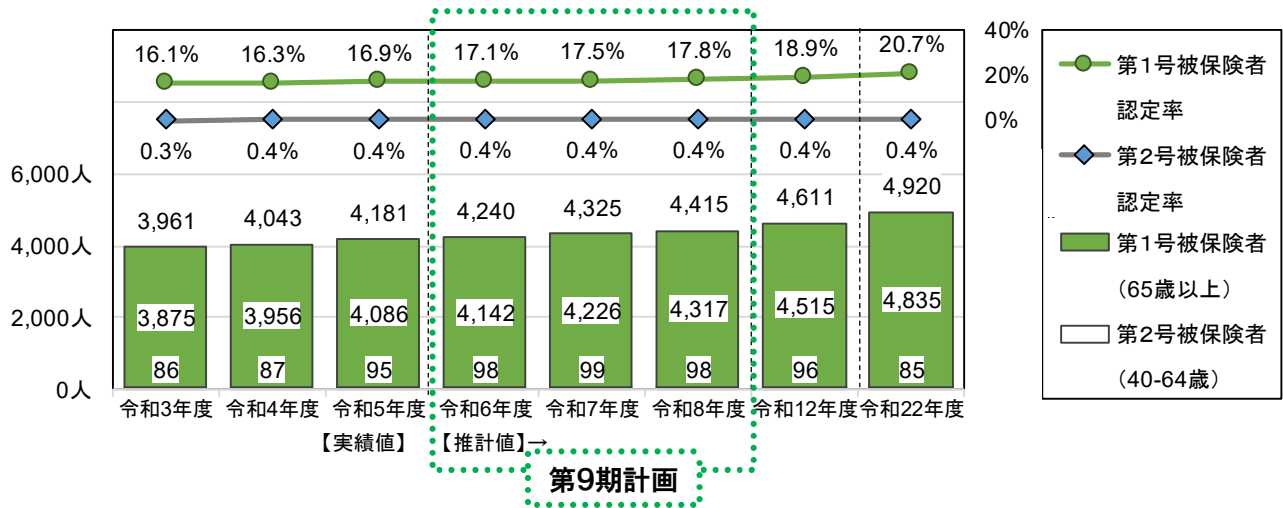
■高齢者（年齢3階層別）人口推計



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

要支援・要介護認定者数

75歳以上の高齢者、特に、介護サービスの利用が増える85歳以上の人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も、増加が見込まれます。令和8年度には4,415人となり、認定率は17.8%と想定されます。また、令和22年度には認定者数は4,920人、認定率は20.7%となる見込みです。



5. 基本目標

【基本目標1】社会参加・生きがいの推進

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくために、生涯学習や文化活動の促進を図るとともに、地域における世代間交流を促進し、高齢者の生きがいや健康づくりにつなげます。

また、高齢者が社会的な役割を持つことによって、生きがいを感じることができるよう、就労支援の推進やボランティア活動の促進を図り、高齢者の社会参加を促していきます。

【基本目標2】健康づくりと介護予防の推進

健康寿命の延伸と介護予防に自ら取り組むことができるよう支援するとともに、健康診査などの保健事業と連携した介護予防に一体的に取組み、高齢者の健康づくりを推進します。

また、地域の実情を踏まえながら、地域の団体や住民主体による自主的な活動を促進し、身近な地域での介護予防を推進します。

【基本目標3】地域包括ケアシステムの深化

今後、75歳以上の高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、福祉、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

【基本目標4】認知症施策の推進

令和5年6月に「共生社会」の実現を推進するため、基本理念や国・地方公共団体等の責務、基本的施策等について定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

基本法の目的である「共生社会の実現」を目指し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても地域で暮らすことができるよう、「予防」と「共生」を車の両輪とした認知症施策を推進します。

【基本目標5】在宅における医療と介護の連携と支援の推進

在宅医療と介護の円滑な提供においては、地域包括支援センターを拠点として、関係機関と医療・介護における包括的な支援のための連携調整等を推進し、地域包括ケアシステムの強化を図りながら事業を進めていきます。

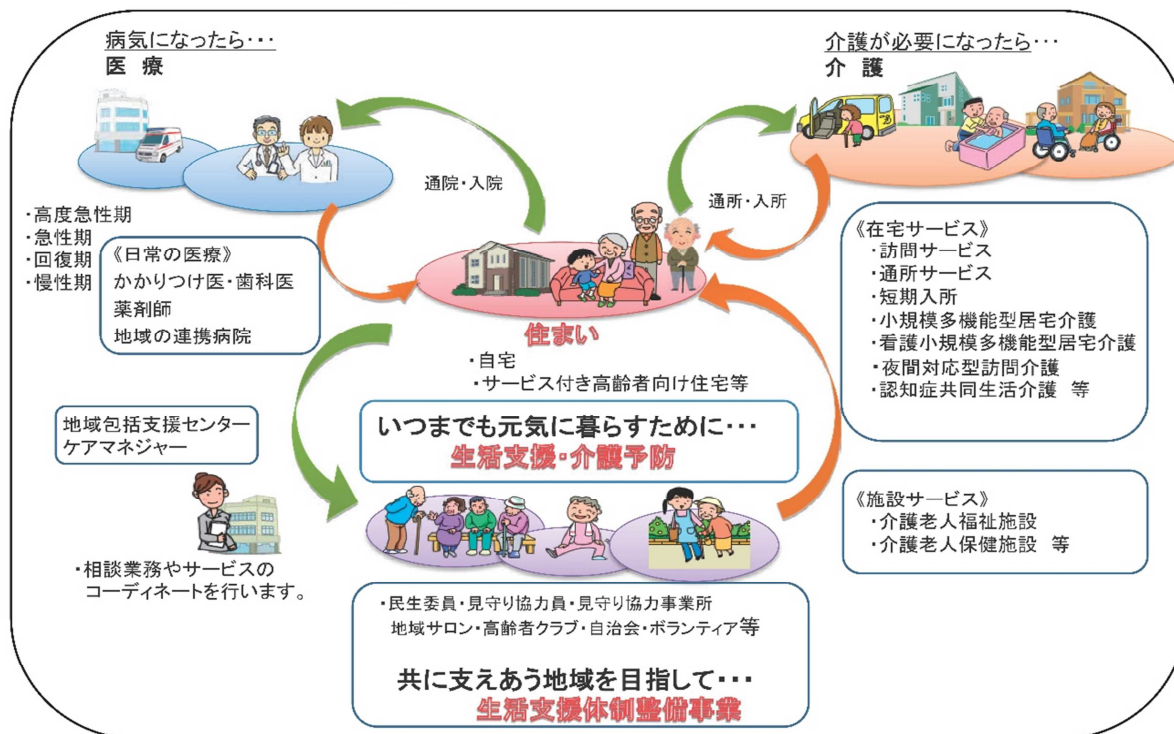
また、在宅で介護を受ける方が安心して地域での生活を継続できるよう、負担軽減を図ります。

【基本目標6】持続可能で質の高い介護サービスの充実

要介護者のニーズを踏まえた上で、在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系サービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

また、専門職と連携した取組みなどにより、利用者の状況を的確に捉え、その人に適した過不足のないサービスの提供や、サービス事業所の適正な運営など、介護給付の適正化を図ります。

■地域包括ケアシステムのイメージ



6. 施策体系

基本目標	施策項目	実施事業等	
1. 社会参加・生きがいづくりの推進	就労支援	①シルバー人材センター助成事業 ②多世代が活躍する場の構築事業	
	趣味・学習活動	①高齢者クラブ活動助成事業 ②地域交流センターの活用 ③いこいの家はなさかの活用 ④公民館事業 ⑤スポーツ教室	
	地域社会との関わり	①高齢者の集いの場づくり 重点事業 ②敬老事業 ③ボランティア活動	
2. 健康づくりと介護予防の推進	健康づくり事業	①健康教育・健康相談 ②健康診査・各種検診 ③訪問指導 ④予防接種 ⑤高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業	
	介護予防日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	①訪問介護相当サービス ②ふれあいサポート事業 ③通所介護相当サービス ④いきいき通所事業 ⑤ふれあいサロン事業 重点事業 ⑥元気すこやか教室事業 ⑦介護予防ケアマネジメント事業
		一般介護予防事業	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 重点事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業
3. 地域包括ケアシステムの深化	地域包括ケア推進体制の強化	①地域ケアシステム推進事業 ・重層的支援体制による他分野連携 ②地域包括支援センターの運営・機能強化 ・地域包括支援センターの運営 ・介護予防プラン作成事業 ・総合相談支援 ・ケアマネジメントリーダー活動等支援 ・地域ケア会議の推進 ③生活支援体制整備事業 ④家族介護支援の推進(ケアラー支援) 重点事業	
	権利擁護の推進	①成年後見制度利用支援事業 重点事業 ②高齢者虐待の防止と対応 ③消費者被害の防止	

基本目標	施策項目	実施事業等
3. 地域包括ケアシステムの深化	地域に根ざした見守り活動の推進	①地域包括ケアシステムネットワーク(見守り協定) 重点事業 ②行方不明高齢者等SOSネットワーク事業 重点事業 ③在宅ケアチームの構築 ④高齢者見守りあんしんシステム事業
	多様な福祉サービス	①在宅福祉サービス事業 ②生活管理指導短期宿泊事業 ③デマンドタクシーかさま運行事業 ④不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋によるごみ出し支援事業 ⑤いばらき高齢者優待制度 ⑥いばらき身障者等用駐車場利用証制度 ⑦配食サービス ⑧買い物支援(移動販売)
	安心・安全対策	①防犯パトロール ②公共施設の整備(バリアフリー)
	地域における安定的な住まいの確保	①多様な住まいの確保の推進
	ICTの活用	①介護健診ネットワークシステム事業 ②オンライン相談・申請、ウェブ会議の活用 ③介護情報基盤の整備
	災害・感染症対策としての体制整備	①防災体制の充実 ②災害時支援体制の充実 ・避難行動要支援者の把握と名簿の整備 ・災害時の福祉避難所の確保・要配慮者避難協定 ③感染症等の対策
4. 認知症施策の推進	共生と予防を両輪とした認知症支援の推進	①認知症の普及啓発の推進 重点事業 ②認知症の人と家族を支える取組みの推進 重点事業 ③認知症予防の推進 ④早期発見・早期対応に向けた体制の充実 ⑤認知症の人の安心・安全対策 ・行方不明高齢者等SOSネットワーク事業(再掲) ・認知症高齢者等支援事業(GPS貸与)
5. 在宅における医療と介護の連携と支援の推進	在宅医療と介護の連携推進	①在宅医療推進事業 ②在宅訪問歯科保健事業 ③在宅医療・介護連携推進事業 重点事業
	在宅要介護者等への支援の推進	①介護用品支給事業
6. 持続可能で質の高い介護サービスの充実	サービス体制	①介護認定調査 ②介護認定審査会 ③居宅サービスの提供 ④地域密着型サービスの提供 ⑤施設サービスの提供 ⑥居宅介護サービス事業所の指定 重点事業 ⑦相談窓口・苦情処理体制の充実 ⑧介護人材確保事業 重点事業
	質的向上	①介護支援専門員の研修 ②介護認定審査委員・調査員の研修 ③居宅系サービス事業所の指導 ④介護給付等費用適正化推進事業 重点事業
	情報提供の充実	①サービス事業者連絡会議 ②広報・周知の充実

7. 認知症施策の推進

本市ではこれまで、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」と、認知症になっても住み慣れた地域の中で自分らしく暮らすことができる「共生」を車の両輪として、取組みを進めてきましたが、推進大綱の中間評価を踏まえ、今後も認知症の人やその家族の視点を大切にしながら、認知症の理解を深めるための啓発、地域の見守り活動等（地域づくり）に取り組む必要があります。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立し、認知症施策推進に関する基本理念と、国・地方公共団体・国民の責務が明確に示されました。

基本法の成立を受け、本計画では、これまでの取組みを踏まえた認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、認知症施策に関する章を新たに設け、5つの施策を柱として、基本法の目的である「共生社会の実現」を目指し、取り組んでいきます。

基本施策 1 認知症の普及啓発の推進

基本施策 2 認知症の人と家族を支える取組みの推進

基本施策 3 認知症予防の推進

基本施策 4 早期発見・早期対応に向けた体制の充実

基本施策 5 認知症の人の安心・安全対策

8. 成年後見制度の利用促進 ～ 成年後見制度利用促進基本計画 ～

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方に代わって、家庭裁判所から選任された支援者（成年後見人等）が、本人の預貯金の管理等（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約等（身上保護）を行っていく制度です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画策定と、中核となる機関の設立、その他必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

そこで、本市でも「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画とともに策定し、成年後見制度の利用促進に向けて取り組めます。

基本目標 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

基本目標 2 利用者がメリットを実感できる制度の運用

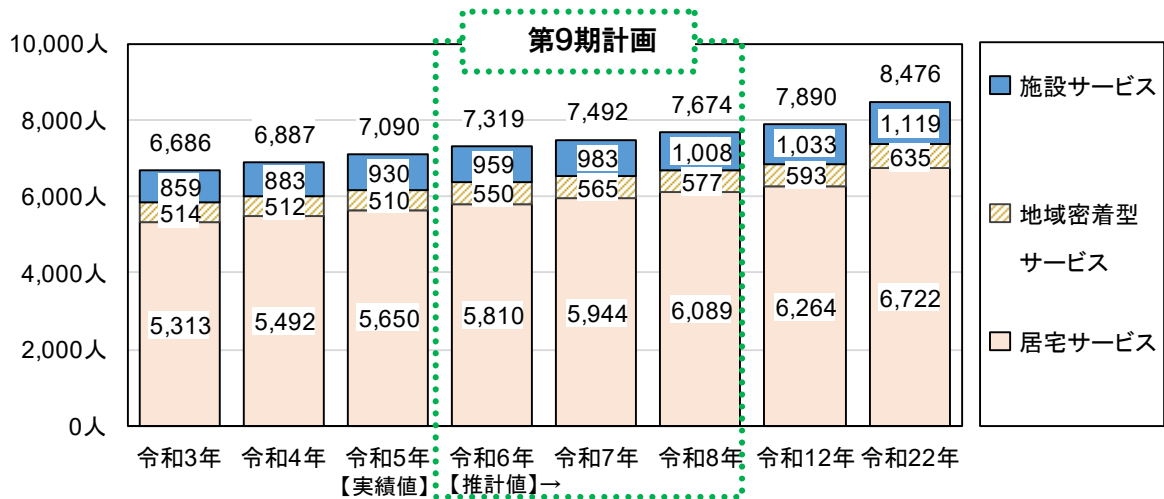
基本目標 3 適切な制度利用と後見活動の実現

9. 介護サービス事業量の見込み

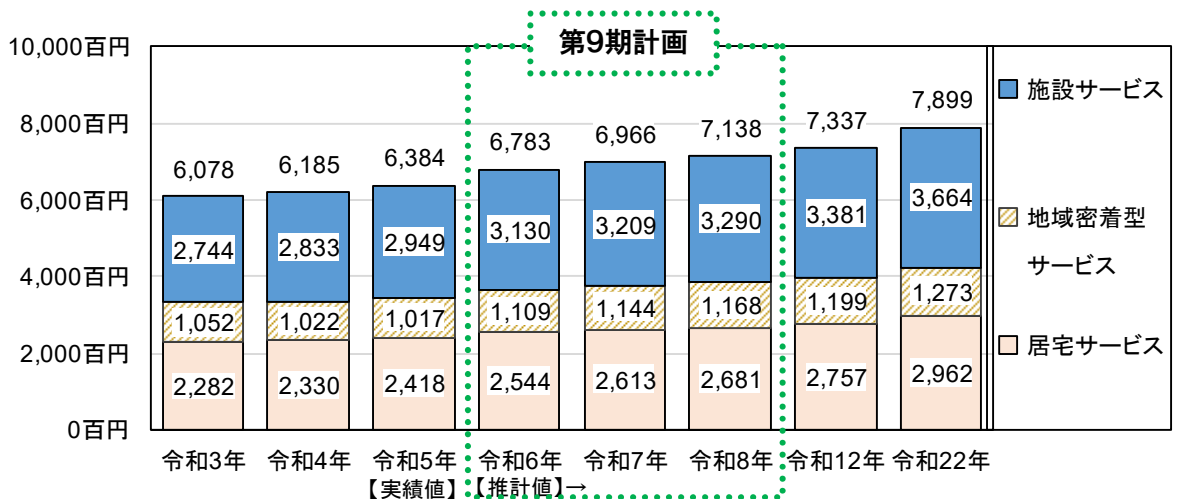
介護サービス事業量等の見込みについては、被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計結果や、これまでのサービス利用状況などから、将来におけるサービスごとの利用者数、利用量について推計した上で、介護報酬の改定による費用の増加を織り込んで給付費を推計しています。

介護サービスの利用が増える85歳以上の人口の増加に伴い、サービス利用の伸びが見込まれることから、令和8年度には、5年度と比べ、利用者は8.2%増え延べ7,674人、給付費は11.8%増加し、約71億円になると推計しています。

○サービス系統別利用人数の見込み



○サービス系統別の給付費の見込み



※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

出所：地域包括ケア「見える化」システム

介護サービスの種別

居宅サービス

訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、ショートステイ、住宅改修、福祉用具貸与・購入などが含まれ、在宅での生活を続けながら受ける介護サービスです。

地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型通所介護などが含まれ、可能な限り住み慣れた地域での生活が続けられるよう提供されるサービスです。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などに入所して受ける介護サービスです。

＜施設・居住系サービスについて＞

介護サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）などで受けるサービスを「施設・居住系サービス」といいます。

施設・居住系サービスについては、現時点の施設の空き状況などから判断し、第9期においては既存の施設で対応できると見込んでいるため、新たな整備はせず既存の施設数を維持します。

○施設・居住系サービスの市内施設数と定員

単位：施設・人

	第8期末		第9期	
	市内施設数	定員	市内施設数	定員
介護老人福祉施設(地域密着型を含む)	7	419	7	419
介護老人保健施設	5	448	5	448
認知症対応型共同生活介護	8	153	8	153
特定施設入居者生活介護	1	50	1	50

※令和5年4月1日現在の介護老人福祉施設の入所待機者（要介護3以上で市内施設への入所を希望する在宅待機者）は36人です（県調査）。

施設・居住系サービス

介護老人福祉施設

常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた方が、医学的な管理のもとで介護・看護やリハビリが受けられます。

認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアが受けられます。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。

10. 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

本市では、「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図るとともに、適切な介護予防ケアマネジメント、介護給付費の適正化、高齢者見守り支援など、今後、対象者の増加や人的資源の確保が必要な業務の増大などが見込まれるため、各事業のバランスを取りながら、より効果的な展開を図っていきます。

○地域支援事業費の見込み

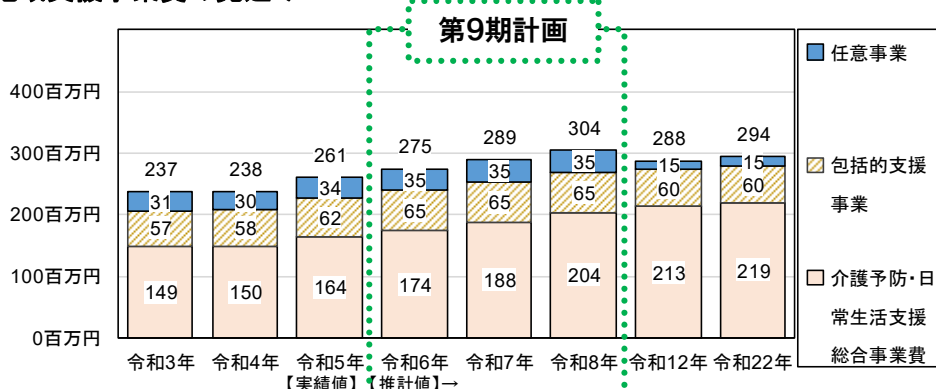
単位：千円

	第9期			第10期以降	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1)介護予防・日常生活支援総合事業費	174,067	188,069	203,639	212,569	218,884
介護予防・生活支援サービス事業	169,149	183,289	198,859	207,467	206,269
一般介護予防事業	3,710	3,572	3,572	3,894	3,894
上記以外の事業費	1,208	1,208	1,208	1,208	1,208
(2)包括的支援事業費	65,442	65,442	65,442	60,145	60,145
地域包括支援センターの運営	46,760	46,760	46,760	43,907	43,907
社会保障充実分	18,682	18,682	18,682	16,238	16,238
(3)任意事業	35,369	35,369	35,369	15,244	15,244
介護費用適正化推進事業	8,481	8,481	8,481	8,481	8,481
認知症高齢者見守り事業	117	117	117	117	117
介護用品支給事業※	20,220	20,220	20,220	0	0
成年後見制度利用支援事業	1,630	1,630	1,630	1,730	1,730
住宅改修支援事業(理由書作成)	21	21	21	21	21
認知症サポーター等養成事業	90	90	90	85	85
高齢者見守りあんしんシステム事業	4,810	4,810	4,810	4,810	4,810
地域支援事業費見込み額(合計)	274,878	288,880	304,450	287,958	294,273

資料：地域包括ケア「見える化」システム

※介護用品支給事業については、地域支援事業としての実施が第9期で終了する予定のため、第10期以降の新たな財源の枠組みによる事業の継続を本計画期間において検討します。

○地域支援事業費の見込み



資料：地域包括ケア「見える化」システム

11. 介護保険料

介護保険料の算定

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額(A)	7,209,334	7,401,722	7,582,879	22,193,934
地域支援事業費見込額(B)	274,878	288,880	304,450	868,208
第1号被保険者負担分相当額 ((A+B) × 23.0%=C)	1,721,369	1,768,838	1,814,086	5,304,293
調整交付金相当額 ((A + (Bの一部)) × 5.0%=D)	369,170	379,490	389,326	1,137,985
調整交付金見込額(E) (調整交付率♦約 3.3%)	249,559	257,294	265,520	772,373
介護給付費準備基金取崩額(F)	/			400,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)	/			45,000
保険料収納必要額(C+D-E-F-G=H)	/			5,224,905
所得段階別加入割合補正後被保険者数(I)	24,362	24,359	24,371	73,092
予定保険料収納率(J)	98.61%			/
保険料の基準額【(H÷J) ÷ I ÷ 12ヶ月】			月額基準額	6,100円
◆調整交付率は市町村の状況により変動します。 ※端数処理の関係により計の数字が合わないものがあります。 月額基準額は百円単位とします。			参考 第8期月額基準額	5,700円

資料：地域包括ケア「見える化」システム

◇介護給付費準備基金の活用による介護保険財政の安定的な運営

○介護給付費準備基金とは

介護給付費準備基金は、介護給付費等の第1号被保険者負担分を保険料で賄い、その余剰金を積立てるものです。

○準備基金の取崩し

計画期間末に準備基金の残高がある場合、次の計画期間の保険料を算定する際に、準備基金を取崩し保険料収納必要額に充てることで、保険料基準額の上昇を抑制することができます。

○想定外の支出増があった場合の備え

給付費等支出の想定外の増加があった場合には準備基金を充てますが、準備基金で賄いきれない場合には、県の財政安定化基金から借入れることとなります。その場合、次の計画期間中に保険料で全額返済することになり、保険料の急激な上昇を招いてしまいます。想定外の支出に備え準備基金残高を確保しておくことも必要なため、準備基金を適切に運用できるよう取崩し額を設定します。

今後の保険給付費の更なる増加が見込まれるなか、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、低所得者の負担軽減とともに、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要であるとして、政令が改正されました。本市では、国の標準に合わせて、13段階の所得段階区分と基準額に対する割合を設定します。

本市の第1号被保険者の介護保険料基準額（第5段階）「月額6,100円」を基に算出した、所得段階別の保険料は、次のとおりです。

○第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	対象者		基準額に対する割合	介護保険料（円）		
				年額	月額	
第1段階	本人が住民税非課税	非課税世帯	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	(0.30) 0.285	20,862	1,738.5
			年金収入等80万円以下			
第2段階		非課税世帯	年金収入等80万円超120万円以下	(0.50) 0.485	35,502	2,958.5
第3段階			年金収入等120万円超	(0.70) 0.685	50,142	4,178.5
第4段階		課税世帯	年金収入等80万円以下	0.90	65,880	5,490
第5段階 【基準額】			年金収入等80万円超	1.00	73,200	6,100
第6段階		本人が住民税課税	合計所得金額120万円未満	1.20	87,840	7,320
第7段階			合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	95,160	7,930
第8段階			合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	109,800	9,150
第9段階			(合計所得金額320万円以上500万円未満) 合計所得金額320万円以上420万円未満	1.70	124,440	10,370
第10段階	(合計所得金額500万円以上) 合計所得金額420万円以上520万円未満		(1.80) 1.90	139,080	11,590	
(新設) 第11段階	(新設) 合計所得金額520万円以上620万円未満		(新設) 2.10	153,720	12,810	
(新設) 第12段階	(新設) 合計所得金額620万円以上720万円未満		(新設) 2.30	168,360	14,030	
(新設) 第13段階	(新設) 合計所得金額720万円以上		(新設) 2.40	175,680	14,640	

※対象者の（ ）は改定前の所得区分額、下段・新設は改定後の国の標準

割合の（ ）は改定前、下段・新設は改定後の国の標準

月額保険料は、年額を12で割るため端数が生じることがあります。

笠間市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

成年後見制度利用促進基本計画

【概要版】

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

発行：令和6年3月

編集：笠間市 高齢福祉課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101

URL：<https://www.city.kasama.lg.jp/>

